

○荏崎市小規模企業者小口資金利子補給金交付要綱		平成31年3月25日告示第13号
改正	令和3年3月25日告示第36号 令和3年5月25日告示第59号 令和4年3月25日告示第37号	
荏崎市小規模企業者小口資金利子補給金交付要綱 （趣旨）		
第1条 この告示は、荏崎市小規模企業者小口資金融資促進条例（平成12年3月荏崎市条例第5号）に基づく融資（次条において「小口資金」という。）を受けた小規模企業者に対し借入れの負担軽減を図るため、予算の範囲内において利子の一部を補給するものとし、その交付に関しては、荏崎市補助金等交付規則（昭和63年12月荏崎市規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （交付対象者）		
第2条 利子補給金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。 （1）小口資金のうち普通資金の融資を平成31年4月1日から令和7年3月31日までに新たに受けた者のうち、遅滞なく、償還している者又は完済した者 （2）本市に納付すべき市税等を滞納していない者 （利子補給の期間）		
第3条 利子補給の対象となる期間（次条において「対象期間」という。）は、約定利子を支払った最初の日の属する月から1年以内とする。 （利子補給金の額）		
第4条 利子補給金の額は、対象期間の算出した支払済みの利子（ただし、延滞に係る利子を除く。）に50パーセントの割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、同一の法人又は個人に対する利子補給金は、年間10万円を限度とする。 （交付申請）		
第5条 利子補給金の交付を受けようとする者は、荏崎市小規模企業者小口資金利子補給金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、融資を受けた日から30日以内に市長に提出しなければならない。 （1）法人にあつては登記簿謄本又は登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し （2）本市に納付すべき市税等を滞納していないことを明らかにする書類 （3）契約金融機関の発行する支払額明細書 （4）その他市長が必要と認める書類 （交付決定）		
第6条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、利子補給金の交付の可否を決定したときは、荏崎市小規模企業者小口資金利子補給金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。 （利子補給金の請求）		
第7条 前条の通知を受けた者は、次の各号に掲げる利子の支払うべき期間に応じて、それぞれ当該各号に定める日までに、荏崎市小規模企業者小口資金利子補給金交付請求書（第3号様式）に利子の支払を証する書類又はその写しを添えて、市長に提出しなければならない。 （1）4月1日から9月30日までの間 10月10日まで （2）10月1日から翌年3月31日までの間 4月10日まで		
2 市長は、前項の請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、請求書を受理した日から30日以内に利子補給金を交付するものとする。 （利子補給金の取消し）		
第8条 市長は、利子補給金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めたときは、その交付の決定を取り消し、利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。 （1）利子補給金の交付の決定の内容、法令又はこの告示に違反したとき。 （2）偽りその他不正の手段により、利子補給金の交付を受けたとき。 （3）約定どおり元金の返済及び利子を支払っていないとき。 （4）当該融資による借入金が申込みどおりの用途に使われてないとき。		
2 前項に規定する利子補給金の交付の決定の取消しは、荏崎市小規模企業者小口資金利子補給金交付決定取消通知書（第4号様式）により通知するものとする。 （報告及び調査）		
第9条 市長は、必要があると認める場合は、利子補給金の交付を受けた者に貸付状況の報告を求め、又はその内容を調査することができる。 （補則）		
第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 （施行期日）		
1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。 （この告示の失効）		
2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。 （失効後の経過措置）		
3 この告示の失効の時にいて現に第6条に規定する利子補給金の交付の決定を受けた者については、この告示は、その時以後も、なおその効力を有する。 附 則（令和3年3月25日告示第36号） （施行期日）		
1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。 （経過措置）		
2 この告示の施行の際現に改正前の荏崎市小規模企業者小口資金利子補給金交付要綱第5条の規定により利子補給金の申請をした者は、改正後の荏崎市小規模企業者小口資金利子補給金交付要綱の規定を適用せず、なお従前の例による。 附 則（令和3年5月25日告示第59号） この告示は、令和3年6月1日から施行する。 附 則（令和4年3月25日告示第37号） この告示は、令和4年3月31日から施行する。		

年 月 日

(宛先) 蕪崎市長

申請者
住 所
氏 名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、申請者が自署しない場合は、記名押印が必要です。

蕪崎市小規模企業者小口資金利子補給金交付申請書

蕪崎市小規模企業者小口資金利子補給金の交付を受けたいので、蕪崎市小規模企業者小口資金利子補給金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 内容

事業所名	
所在地	
業種	
常時雇用従業員数	
融資名	
借入資金の用途	
借入期間	
融資日	

2 利子支払額

補給対象利子額 (借入後1年間のみ)	円	利子補給額	円
-----------------------	---	-------	---

添付書類

- (1) 法人にあつては登記簿謄本又は登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し
- (2) 蕪崎市に納付すべき市税等を滞納していないことを明らかにする書類
- (3) 契約金融機関の発行する支払額明細書の写し

第 号
年 月 日

様

荏崎市長 印

荏崎市小規模企業者小口資金利子補給金交付・不交付決定通知書

荏崎市小規模企業者小口資金利子補給金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

☐ 交 付
・ 利子補給額 円

☐ 不交付
(理由)

年 月 日

(宛先) 蕪崎市長

申請者
住 所
氏 名

印

蕪崎市小規模企業者小口資金利子補給金交付請求書

このことについて、蕪崎市小規模企業者小口資金利子補給金交付要綱第7条の規定により請求します。

記

1 利子補給金の請求額

利子支払期間	支払利子額	利子補給金（50%）
年 月 ～ 年 月	円	円

2 振込口座

金融機関		支店名	
預金種目	当 座 ・ 普 通 ・ その他		
口座番号			
口座名義人	(フリガナ)		

添付書類
支払いを証する書類又はその写し

第 号
年 月 日

様

葦崎市長 印

葦崎市小規模企業者小口資金利子補給金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定したことについて、次のとおりその決定を取り消したので、葦崎市小規模企業者小口資金利子補給金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

利子補給金の決定額	
取消理由	
